

カーライフプラン (1/2)

2025年2月25日現在

1. 商 品 名	カーライフプラン
2. ご利用 いただける方	以下の条件をすべて満たす個人の方 (1) 当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務（営業）の方 (2) お申込時年齢が満18歳以上で、安定した収入のある方 (3) 保証会社の保証を受けられる方
3. お 使 い み ち	(1) お申込人ご本人またはお申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含みます）、子、孫）が使用する自家用自動車、オートバイ（原動機付自転車を含みます）、自転車（電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等）にかかる次の資金。 ①購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可） ②車検・修理費用 ③パーツ・オプションの購入・取付費用 ④自動車保険費用 ⑤運転免許取得費用 ⑥車庫設置費用 ⑦充放電設備の購入・設置費用 (2) 申込人が上記①から⑦を用途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社等から借り入れたローンの借換資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含みます）
4. ご 融 資 限 度 額	1,000万円以内（1万円単位）
5. ご 利 用 期 間	3ヵ月以上15年以内（1ヵ月単位）
6. ご 融 資 利 率	<p>通常金利 変動金利 年3.30%</p> <p>優遇金利 変動金利 年2.30%</p> <p>対象条件：次のいずれか1つでも該当する方 ①給与振込 ②年金振込 ③定期預金 ④定期積金 ⑤預かり資産（国債・公共債・投資信託・保険）</p> <p>プライム 変動金利 年2.05%</p> <p>対象条件：次のいずれかに該当する方 ・本件ローン申込みを、しんきん個人ローンインターネット申込受付システム（ネットシステム）で行った方 ・しんきん保証基金保証付のカードローンをお持ちの方（同時申込も可） ・本件ローンにより次の電気自動車等（新車・中古車）を購入する方 【対象となる自動車】 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車 ・しんきん保証基金保証付の個人向けローン・住宅ローンのご利用状況が次のいずれかに該当する方 (1) ご融資日から6ヵ月以上経過し、かつ直近のご返済が遅れていない方 (2) 完済して3年以内の堅</p> <p>最優遇金利 変動金利 年1.85%</p> <p>プライム適用かつ当金庫住宅ローンご利用の堅</p> <p>※毎年4月1日および10月1日の当金庫新長期プライムレートを基準とし、年2回見直しします。</p>

カーライフプラン (2/2)

7. お持ち頂く書類	<p>(1) 本人確認資料 運転免許証、マイナンバーカード等</p> <p>(2) 源泉徴収票、市県民税課税証明書など所得（年収）を証明するもの ※ご融資金額100万円以内の場合は不要となります</p> <p>(3) 資金使途確認資料（注文書、見積書、請求書等） ※買換・借換時の残債の場合は、残高を証明出来るものをお願いします</p>
8. ご返済方法	<p>毎月元金均等、または元利均等返済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボーナス時増額返済のお取扱も可能です（6ヵ月毎、ご融資金の50%以内） ・約定返済日は、毎月6日・16日・26日に限らせていただきます <p>※元金据置（6ヵ月以内）のお取扱も可能です</p>
9. 保証会社	一般社団法人しんきん保証基金
10. 保証人	<p>原則必要ありません</p> <p>※保証会社が必要と認めた場合は、保証人が必要となる場合もあります</p>
11. 担保	必要ありません
12. 手数料・保証料	<p>(1) ローン実行手数料330円</p> <p>(2) 保証料は必要ありません（金利に含まれております）</p>
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。</p> <p>(2) 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
14. その他	<p>ご融資金は、原則販売会社の口座に振込していただくことが条件となります</p> <p>※ご融資金額の20%、または50万円のいずれか大きい金額までは、その限りではありません</p> <p>※その他、詳しくは窓口までお問い合わせください</p>